



中華圏株式ファンド（毎月分配型）
愛称：**チャイワン**
中国A株が世界的な株価指数に組入れへ

中国本土市場への中長期的な資金流入の拡大に期待

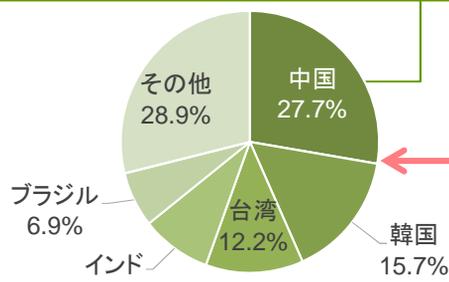
- 2017年6月20日、MSCIは、同社が算出・公表するMSCI新興国株式指数に、中国本土市場上場の人民元建て株式（A株）を採用することを発表しました。実際に採用されるのは大型株を中心とした222銘柄で、A株の組入比率は約0.73%*となる予定です。なお、組入れは2018年6月から実施される見込みとなっています。
- MSCIは、2014年の定期見直し時より、A株の採用の検討を始めましたが、中国の市場開放が不十分などとして、2016年まで3年連続で採用を見送ってきました。しかしながら、中国では、2014年の上海・香港間のストックコネク（株式相互取引）に続き、昨年12月には深セン・香港間でも開始されるなど、追加の市場開放が行なわれており、こうしたことが、今回、指数採用の決定を後押ししたと考えられます。
- MSCI新興国株式指数は、世界の多くの機関投資家がベンチマーク（投資目標）として用いている指数であり、今後は、これら機関投資家によるA株投資などに伴う、中国本土市場への資金流入が期待されます。なお、今回の決定では、A株の組入比率は約0.73%*に留まる見込みであるものの、市場のさらなる整備状況などによっては、中長期的な組入れ増加が期待されます。そして、こうしたA株の指数組入れが、今後、投資家の注目を一段と集めるとともに、中国本土市場への中長期的な資金流入を支える要因になると考えられます。

* MSCIによる試算ベース

MSCI新興国株式指数のA株採用のイメージ

MSCI新興国株式指数の構成比率
(2017年5月末)

これまでは、香港株式市場上場の中国企業（例えば、テンセント）や海外上場の中国企業（例えば、アリババ）など「**オフショア株式**」のみが組入対象。



※比率は四捨五入していますので、合計が100%と異なる場合があります。

**2018年6月から、
中国本土市場上場の
人民元建て株式（A株）、
すなわち「オンショア株式」も組入れへ**

MSCI新興国株式指数の
組入比率は、約0.73%*の予定

MSCI各指数の構成銘柄数、時価総額
(2017年5月末)

指数名	構成銘柄数	時価総額(百万米ドル)
MSCI新興国株式指数	830	4,601,545
MSCI中国指数	149	1,272,689
MSCI中国A株指数**	862	1,693,014

**MSCI中国A株指数は、MSCI新興国株式指数に含まれていません。

出所: MSCI

※上記銘柄について、売買を推奨するものでも、将来の価格の上昇または下落を示唆するものでもありません。また、当ファンドにおける将来の銘柄の組入れまたは売却を示唆・保証するものでもありません。

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

■当資料は、投資家の皆様に「中華圏株式ファンド（毎月分配型）／愛称：チャイワン」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。

「チャイワン」のパフォーマンス

基準価額の推移



「チャイワン」のポートフォリオの概況

(2017年5月末現在)

組入上位10銘柄 (銘柄数133銘柄)

	銘柄名	業種	比率
1	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	3.53%
2	GREENLAND HONG KONG HOLDINGS	不動産	3.17%
3	CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	保険	2.77%
4	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	2.61%
5	ALIBABA GROUP HOLDING-SP-ADR	ソフトウェア・サービス	2.54%
6	CHINA MERCHANTS BANK - H	銀行	2.12%
7	CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	保険	2.02%
8	CHINA TRADITIONAL CHINESE ME	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.64%
9	PING AN INSURANCE GROUP CO-A	保険	1.62%
10	SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	1.61%

※ 個別銘柄の取引を推奨するものではありません。また、上記銘柄について、将来の組入れを保証するものではありません。

組入上位3カ国

	国名	比率
1	中国	69.3%
2	台湾	12.5%
3	香港	9.1%

人民元比率

比率
36.5%

※ 比率には、オフショア人民元を含みます。

※ グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

■ 当資料は、投資家の皆様に「中華圏株式ファンド(毎月分配型)／愛称:チャイワン」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■ 掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

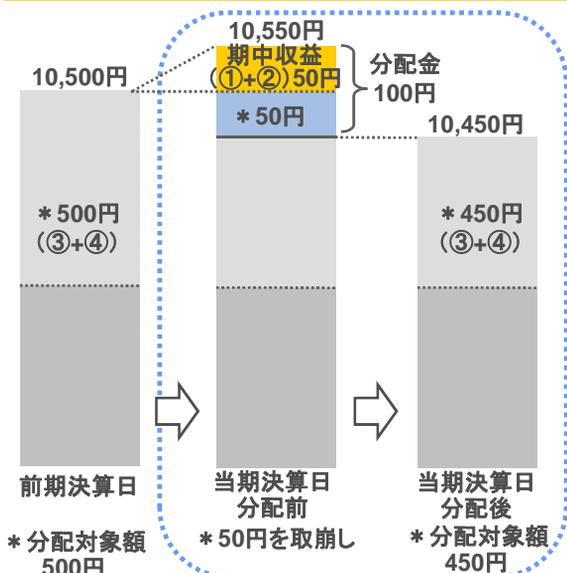
投資信託で分配金が支払われるイメージ



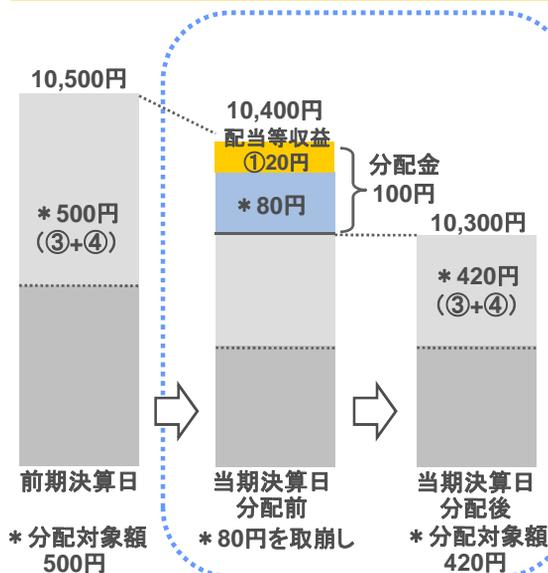
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

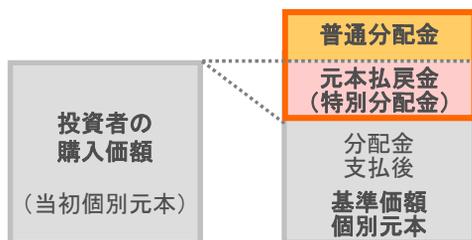


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

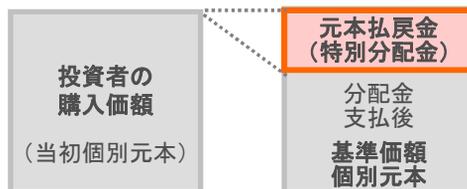
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■当資料は、投資家の皆様に「中華圏株式ファンド(毎月分配型)／愛称:チャイワン」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。

お申込みに際しての留意事項

■リスク情報

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

【価格変動リスク】【流動性リスク】【信用リスク】【為替変動リスク】【カントリー・リスク】

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意事項

- ・当資料は、投資者の皆様へ「中華圏株式ファンド(毎月分配型)／愛称:チャイワン」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

■当資料は、投資家の皆様へ「中華圏株式ファンド(毎月分配型)／愛称:チャイワン」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。

ファンドの特色

1. 主として、中国経済圏(中国、香港、台湾)の株式に投資します。
2. 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。
 ※ 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。
 ※ 基準価額が当初元本(1万口当たり1万円)を下回っている場合においても、分配を行なう場合があります。
3. 現地からの情報を活用して、日興アセットマネジメントが運用を行ないます。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

お申込メモ

商品分類	追加型投信／海外／株式
ご購入単位	購入単位につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
ご購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
ご購入不可日	購入申込日または購入申込日の翌営業日が香港証券取引所の休業日、上海証券取引所の休業日、深セン証券取引所の休業日、香港の銀行休業日、中国の銀行休業日のいずれかに当たる場合は、購入のお申込みの受付は行ないません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託期間	2021年10月4日まで(2010年10月29日設定)
決算日	毎月4日(休業日の場合は翌営業日) ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
ご換金不可日	換金請求日または換金請求日の翌営業日が香港証券取引所の休業日、上海証券取引所の休業日、深セン証券取引所の休業日、香港の銀行休業日、中国の銀行休業日のいずれかに当たる場合は、換金請求の受付は行ないません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ご換金代金のお支払い	原則として、換金請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

<お申込時、ご換金時にご負担いただく費用>

●購入時手数料 購入時手数料率は、3.78% (税抜3.5%)を上限として販売会社が定める率とします。
※分配金再投資コースの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、
購入時手数料はかかりません。

●換金手数料 ありません。

●信託財産留保額 換金時の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

●信託報酬 純資産総額に対して年率1.728% (税抜1.6%)程度を乗じて得た額が実質的な信託報酬となります。
信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率1.512% (税抜1.4%)、投資対象とする投資
信託証券の組入れに係る信託報酬率が年率0.216% (税抜0.2%)程度となります。受益者が実質的
に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や運用内容の変更など
により変動します。
詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

●その他費用 目論見書などの作成・交付にかかる費用および監査費用などについては、ファンドの日々の
純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産
から支払われます。
組入価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などについては、
その都度、信託財産から支払われます。
※組入価証券の売買委託手数料などは、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、
上限額などを示すことはできません。

※当ファンドの手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、
表示することはできません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社、その他関係法人

委託会社 日興アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会

投資顧問会社 日興アセットマネジメント アジア リミテッド

受託会社 三井住友信託銀行株式会社

販売会社 販売会社については下記にお問い合わせください。
日興アセットマネジメント株式会社
[ホームページ] <http://www.nikkoam.com/>
[コールセンター] 0120-25-1404 (午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
岡地証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第5号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

(50音順、当資料作成日現在)

■当資料は、投資家の皆様に「中華圏株式ファンド(毎月分配型)／愛称:チャイワン」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。